

馬場本通り地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		馬場本通り地区 まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市小橋町及び東山3丁目の各一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約1.2ha	
まちづくりの目標		<p>本地区は、藩政時代に「金沢の三ツ橋」の一つと呼ばれた「小橋」に続く馬場本通り沿いにつくられたまちである。かつては、魚屋、八百屋など商店が建ち並んだこともあり、現在も生活に密着した飲食店や診療所などと住宅が調和した趣のあるまちが形成されている。</p> <p>今後も、来街者と住民との顔の見える交流や住民相互の協力により、子供からお年寄りまで安心して生活できるまちづくりを目標とする。</p>	
まちづくりの方針		<p>(1)「静かで落ち着いた」まちづくり</p> <p>(2)「顔の見える」まちづくり</p> <p>(3)「相互に協力する気概のある」まちづくり</p>	
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の区分	名称	近隣商業地区
		面積	約0.8ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設</p> <p>(2) 畜舎</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供する建築物</p>	
		(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	—
		(5) カラオケボックスその他これに類するもの	

住み良いまちづくりを推進するために必要な事項		近隣商業地区	住居地区
		(6) 建築基準法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの (7) 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの (8) 風営法第2条第1項各号（風俗営業）に掲げる営業の用に供する建築物	—
	土地利用等の制限	新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に馬場本通り町会（以下「町会」という。）と協議しなければならない。	
	その他	(1) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。 (2) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。 (3) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (4) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。 (5) 冬期間の道路除雪は、住民や事業者が相互に協力し、取り組む。 (6) 地震等災害時には、相互協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導や復旧活動に努める。 (7) 土地又は建築物等を売却し、又は貸与しようとする者は、地域活動の推進のため、事前に町会に連絡しなければならない。 (8) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。 (9) 地域の美化清掃に努める。	

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成31年1月24日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「景観法」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。